（安全性の向上のための評価の実施時期）

第九条の三の二　法第二十二条の七の二第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、定期事業者検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、加工施設の工事の後、定期事業者検査を行つていないものにあつては、その使用が開始された日以降六月を超えない時期とする。

（評価に係る調査及び分析並びに評定の方法）

第九条の三の五　法第二十二条の七の二第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　加工施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生の防止等」という。）のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。

イ　当該加工施設について、技術基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。

［ロ・ハ　略］

［二・三　略］

（廃止措置実施方針に定める事項）

第九条の四の二　法第二十二条の七の三第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

［一～九　略］

十　廃止措置期間中に性能を維持すべき加工施設（第九条の五及び第九条の十三において「性能維持施設」という。）及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

［十一・十二　略］

十三　廃止措置に係る品質マネジメントシステム

［十四・十五　略］

（廃止措置計画の認可の申請）

第九条の五　法第二十二条の八第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　性能維持施設

六　性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

［七・八　略］

九　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十　［略］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

［一～五　略］

六　性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

［七・八　略］

九　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十　［略］

3　［略］

（安全性の向上のための評価の実施時期）

第九条の三の二　法第二十二条の七の二第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、施設定期検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、加工施設の工事の後、施設定期検査を受けていないものにあつては、その使用が開始された日以降六月を超えない時期とする。

（評価に係る調査及び分析並びに評定の方法）

第九条の三の五　［同上］

一　［同上］

イ　当該加工施設について、法第十六条の二第三項第二号の技術上の基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。

［ロ・ハ　同上］

［二・三　同上］

（廃止措置実施方針に定める事項）

第九条の四の二　［同上］

［一～九　同上］

十　廃止措置期間中に機能を維持すべき加工施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

［十一・十二　同上］

十三　廃止措置に係る品質保証計画

［十四・十五　同上］

（廃止措置計画の認可の申請）

第九条の五　［同上］

［一～四　同上］

［号を加える。］

［五］　［同上］

［号を加える。］

［六］　［同上］

［七］　［同上］

［八］　［同上］

［号を加える。］

2　［同上］

［一～五　同上］

六　廃止措置期間中に機能を維持すべき加工施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

［七・八　同上］

九　品質保証計画に関する説明書

十　［同上］

3　［同上］